

一般財団法人岩手県建築住宅センター
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人岩手県建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「機関」という。)が実施する技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金の額は、次のとおりとする。

(1) 一戸建ての住宅

36,300円(税込)/33,000円(税抜)

(2) 共同住宅の住戸部分に係る計画

住戸の総数に応じた表1に定める額

(3) 共同住宅等に係る計画

建築物全体の住戸の総数に応じた表1に定める額+共用部分の床面積に応じた表2に定める額

上段：税込金額(下段：税抜金額)/単位：円

表1 住戸の技術的審査料金(円)	※	
1戸の場合	36,300 (33,000)	14,300 (13,000)
2戸以上5戸以内の場合	66,000 (60,000)	24,200 (22,000)
6戸以上10戸以内の場合	89,100 (81,000)	31,900 (29,000)
11戸以上25戸以内の場合	117,700 (107,000)	41,800 (38,000)
26戸以上50戸以内の場合	159,500 (145,000)	56,100 (51,000)
51戸以上の場合	別途見積もり	別途見積もり

上段：税込金額(下段：税抜金額)/単位：円

表2 共同住宅の共用部分の技術的審査料金(円)	
300㎡以内の場合	107,800 (98,000)
300㎡を超え、2,000㎡以内の場合	161,700 (147,000)
2,000㎡を超え、5,000㎡以内の場合	210,100 (191,000)
5,000㎡を超える場合	別途見積もり

(4) 機関が設計住宅性能評価を行う場合又は設計住宅性能評価書を交付した場合の技術的審査料金は、一戸建ての住宅は14,300円(税込)/13,000円(税抜)、共同住宅等の住戸部分に係る料金は表1の※印欄によるものとする。

(計画の変更に係る技術的審査料金)

第3条 業務規程第6条に規定する変更に係る技術的審査料金の額は、申請一件につき、前条に掲げる額に二分の一を乗じて得た額とする。

(技術的審査料金の不還付)

第4条 既に徴収した審査料金は、原則、還付しない。

(適合証の再交付)

第5条 適合証を再交付する場合の料金は、1通につき1,100円(税込)/1,000円(税抜)とする。

(附則)

この料金規程は、平成26年4月1日から施行する。

この料金規程は、令和元年10月1日から施行する。

この料金規程は、2021年4月1日から施行する。

この料金規程は、2023年4月1日から施行する。